

提出必要書類 一覧			チェック欄
1	申請書 2部	別記様式①-1 ※日中に連絡可能な連絡先をご記入ください。	
1'	(委任状)	代理人が申請する場合に必要。1部 (形式は任意)	
2	売買契約書の写し	全ページの写し	
3	低未利用土地等であることの確認書類 →右①～④のいずれかの書類 (※) ※農地の場合は、農業委員会による利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的に供されないと認められること等によっても、低未利用土地等であることの確認ができます。	①倉敷市空き家情報バンクへの登録が確認できる書類	
		②宅地建物取引業者の広告 (更地・空き家・空き店舗等の表示)	
		③電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	
		④その他要件を満たすことを容易に認めることができる 下記いずれかの書類 (1) 別記様式①-2 (宅建業者による証明) (2) 2方向以上からの写真	
4	譲渡後の利用についての確認書類	別記様式②-1 (宅建業者が証明・買主記名) 別記様式②-2 (仲介なし取引の場合、買主作成) のいずれか ただし、上記2様式での提出ができない場合に限り、宅建業者の証明による別記様式③によることもできます。	
5	登記事項証明書		

★注意事項★

- 「低未利用土地等確認書」は、特例措置を確約するものではありません。
- 譲渡後に一定の設備投資を行わずに土地を利用する場合は、本特例措置の適用対象とはなりません。
- 提出された添付書類は返却いたしませんので、申請者控えとして必要な場合は、あらかじめコピーをしておいてください。
- 確認書の交付まで、通常1ヶ月程度かかります。ただし、申請書の記入漏れや添付書類の不備等があった場合には、書類の修正、追加提出等をお願いすることがございますので、さらに日数を要することがあります。
- 郵送による交付を希望される場合には、110円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。